

泉大津市と株式会社田中との
防草シート等を活用した公共空間の利活用及びシティプロモーションの
連携協力に関する協定書

泉大津市（以下「甲」という。）と株式会社田中（以下「乙」という。）は、防草シート等を活用し、未利用又は低利用となっている公共空間の利活用及び地域の魅力発信を図るとともに、公共空間の維持管理の効率化及び地域活性化に資する取組を推進するため、次のとおり連携協力の協定を締結する。

（定義）

第1条 本協定において「防草シート等」とは、防草機能を有するシートその他公共空間の利活用を目的として敷設する資材をいう。

（目的）

第2条 本協定は、甲及び乙が連携協力を図り、防草シート等を活用した実証的な取組を通じて、未利用又は低利用の公共空間を価値ある都市資源へと転換し、公共空間の利活用、維持管理の効率化及びシティプロモーションの推進を図ることにより、持続可能なまちづくり及び地域活性化に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第3条 甲及び乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項について連携協力する。

- 防草シート等を活用した公共空間の利活用に関する実証実験に関する事項
- アート等を活用した公共空間の魅力向上及びシティプロモーションに関する事項
- その他本協定の目的を実現するために必要な事項

（役割分担）

第4条 甲及び乙は、前条に定める連携協力事項を実施する際に、次に掲げる役割を担う。

- 乙は、防草シートの設計、製作及び敷設を行うとともに、製品性能、維持管理効果及び広報効果の検証を行う。
- 甲は、実証フィールドの提供、関係機関との調整及び設置に必要な行政手続きを行う。
- 乙は、実証期間中の効果測定の実施及結果の集約を行い、甲に共有する。
- 乙は、実証期間中の実証フィールドの管理及び点検を行う。
- 甲及び乙は、相互の媒体等を活用し、本取組に関する広報及び情報発信を行う。

（費用負担）

第5条 前条に定める甲及び乙の役割の実行並びにその他の本協定に基づく活動に要する費用は、甲乙各々の負担とする。

（協定の内容の変更）

第6条 甲又は乙から協定の内容の変更の申し出があったときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和12年3月31日までとする。

（守秘義務）

第8条 甲及び乙は、第3条の連携協力事項の実施に当たり、法令の定める範囲内において相互に情報共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理する。また、甲及び乙は、本協定の履行の過程で相手方から取得した情報のうち相手方が開示の際に秘密である旨を明示した情報を、相手方の事前の承諾なしに、第三者に開示又は漏えいをしてはならず、また、本協定を履行する目的以外の目的に使用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りでない。

- 相手方から取得した時点で公知の情報
- 相手方から取得した時点で既に保有していた情報
- 相手方から取得後、自己の責によらず公知となった情報
- 相手方から取得した情報によらず独自に開発した情報
- 正当な開示権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報

2 前項の規定は、本協定の有効期間終了後も甲及び乙に対し引き続き効力を有する。

3 前2項の規定にかかわらず、個人情報については、本協定の有効期間終了後も甲及び乙は法令等の定める範囲内において相手方から取得した個人情報を適切に管理する。

（その他）

第9条 この協定書に定めるもののほか、協定の目的達成のために必要な事項は、甲及び乙の協議により別途定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和8年4月22日

甲 大阪府泉大津市東雲町9番12号
泉大津市
市長

南出 賢一

乙 大阪府泉大津市宮町12番23号
株式会社田中
代表取締役社長

住吉 望